

公立大学法人岐阜県立看護大学の不要財産の納付について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の不要財産の納付について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第42条の2第1項の規定に基づき、令和7年8月1日に法人から知事に対し認可の申請があったため、同条第5項の規定に基づき、評価委員会に意見を求める。

不要財産の概要

- ・羽島市が実施した地籍調査において、学校用地に河川管理道路の敷地（河川区域）が含まれていることが特定された。
- ・大学開学当時、大学の敷地の一部を分筆、所管換えすることなく河川区域に編入し、地方独立行政法人化の際に土地の整理がされないまま、河川区域を含む土地を法人に出資したことが原因と考えられる。
- ・当該河川区域は、大学運営にとって必要のない土地であるため、法第42条の2により、不要財産として出資者である岐阜県に納付の申し出があった。

資本金の減少について

- ・不要財産の納付に伴い、同条第4項により資本金を減少させる必要がある。
- ・出資当時の価額を分筆登記後の面積で按分し、不要財産に係る価額分の資本金を減少させる。なお、これにより資本剰余金からその金額を減少させることとなるが、業務運営上の影響はない。

【承継時】 価額：1,233,800,000 円 土地面積：77,304 m²

【分筆による面積変更】 学校用地：73,097 m²（94%） 堤：4,620 m²（6%）

※今回の地籍調査により、大学用地全体の面積が 413 m²増加している。

【減少する資本金の額】 74,028,000 円（1,233,800,000 円×6%）

今後の手続き

- 8 月 評価委員会で意見聴取（法第42条の2第5項）
 - 12 月 不要財産の納付及び定款変更（地積の変更）の議案を県議会に提出
（法第42条の2第5項、法第8条第2項）
- 議決後 不要財産の納付申請について岐阜県知事の認可
- 認可後 所有権移転の登記申請
- 1 月 定款変更について総務大臣の認可（法第8条第2項）